

# 宮城県水産業復興プラン

平成23年10月

宮 城 県

# 目 次

I 本プランの位置づけ	1
II 策定の趣旨	1
III 基本的な考え方	2
IV 計画期間	3
V 復興のポイント	4
VI 分野別復興計画	9
(1) 漁港・漁村	9
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(2) 漁場・資源	11
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(3) 養殖業	13
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(4) 漁船漁業	15
○被災状況と課題	
○対応の方向	

(5) 流通加工 .....	17
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(6) 漁業経営 .....	19
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(7) 試験研究 .....	21
○被災状況と課題	
○対応の方向	
(8) 原子力発電所事故による影響への対応 .....	23
○被災状況と課題	
○対応の方向	

<b>Ⅶ 参考資料</b> .....	24
---------------------	----

## ◆ I 本プランの位置づけ

水産業における県の施策は、平成 15 年に議員提案で制定された「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）により展開されてきました。しかし、東日本大震災により、本県の水産業は壊滅的な被害を受けたため、基本計画による施策の展開は事実上困難となりました。このため、水産業の復興が果たされるまでの間、宮城県水産業復興プランを策定することとしました。

本プランは、宮城県震災復興基本計画に基づく水産業分野の個別復興計画として位置づけ、これに基づいて、東日本大震災からの本県水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示すものとしします。

## ◆ II 策定の趣旨

東北地方太平洋沖地震は、未曾有の大津波を伴い、本県の水産業を支える多くの尊い人命を一瞬にして奪い去るとともに、各浜の集落はもとより県下 142 の漁港、数多くの漁船、定置網や養殖施設など、さらには流通・加工機能を含む一切の生産基盤を破壊し、本県沿岸域の水産業に壊滅的な被害をもたらしました。その被害額は、6,900 億円を越え、甚大なものとなっております。

これまで本県の水産業は全国第 2 位を誇る漁業生産量を背景に、日本全国に良質な水産物を安定的に供給する役割を担ってきました。また、漁獲、水揚げ、加工、そして流通の各段階で多種多様な産業を構築するなど、本県経済、とりわけ沿岸地域の振興に重要な役割をはたしてきており、その復興を成し遂げることは、沿岸地域の再生に必要な喫緊の課題です。

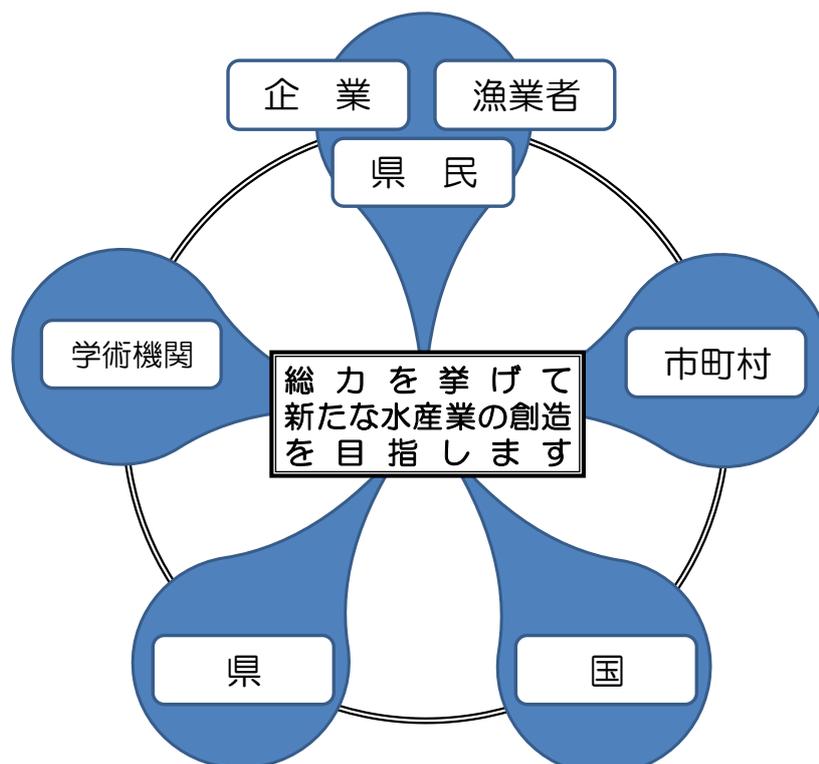
そのため、本県水産業の復興を成し遂げるために、復興に向けた基本的な考え方や方向性を示すとともに、復興の具体的な取組をまとめた「宮城県水産業復興プラン」を策定します。

### ◆ Ⅲ 基本的な考え方

本県水産業は、この度の巨大地震及び大津波により、水産業関連基盤はもとより、あらゆる社会生活基盤・機能までもが壊滅的な被害を受けました。

本県水産業にとって、大震災からの復旧・復興は、地方自治体・個人・民間事業者の個々のレベルでの対応は困難であり、社会生活基盤を失った地域生活者の視点から見ても、また、水産業における高齢化や新規就業者の状況から見ても、単に元に戻す「原形復旧」という姿勢では、震災前からの課題は解決されず、多くの水産業関係者が、今回の被災を契機に水産業及び地域からの撤退を余儀なくされ、本県水産業の潜在的可能性が低下することは明らかであります。

このことから、本県水産業の復興にあたっては、震災による壊滅的な被害から早急に復旧を遂げ、震災前以上に発展することができるよう、単なる原形復旧ではなく「新たな水産業の創造」として、漁港のあり方と集約再編の検討、経営形態の見直しなど、新たな考え方や取組を積極的に取り入れ、復興の担い手である個人・民間事業者・地方自治体及び国などが総力を結集し、本県水産業を抜本的に再構築します。

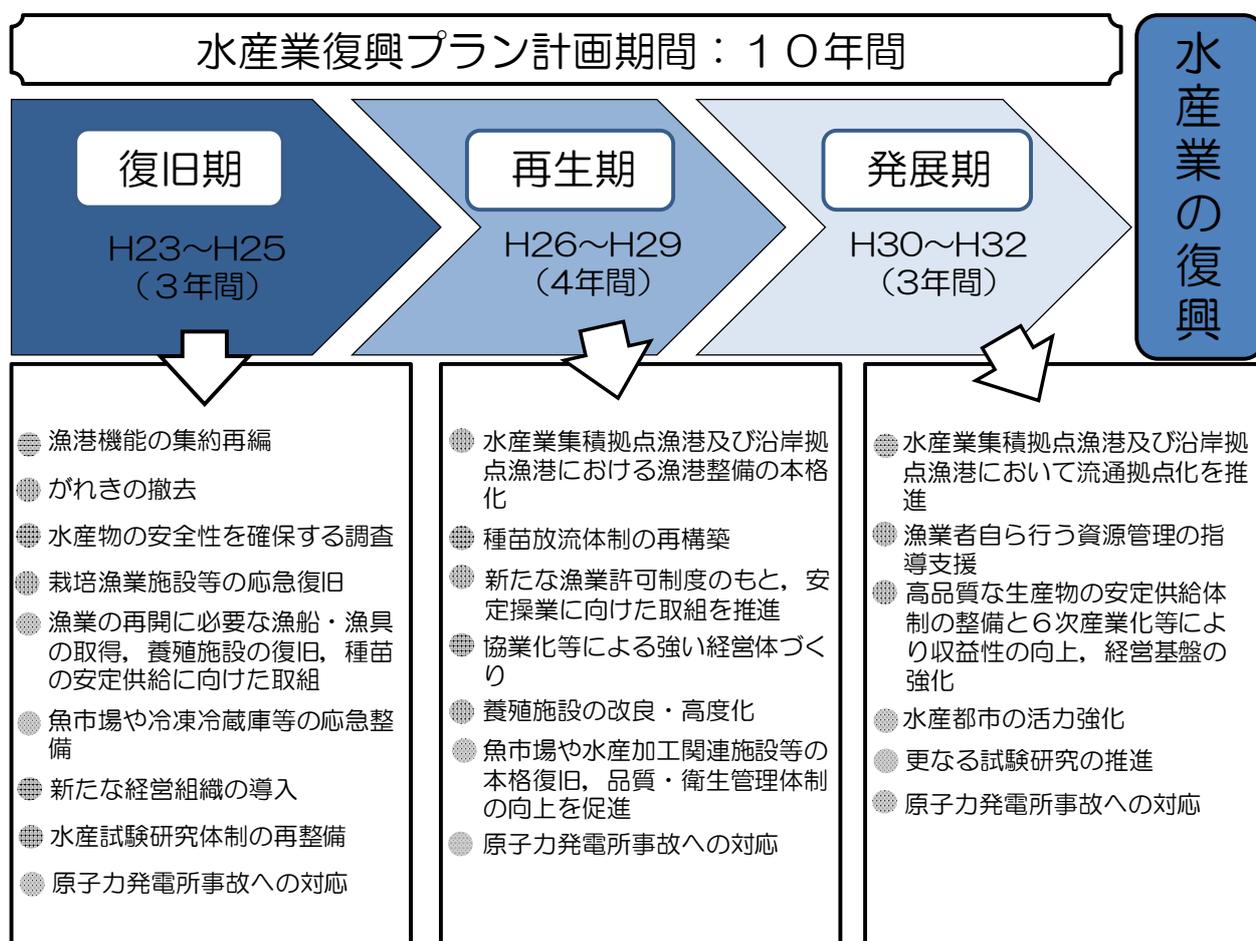


## IV 計画期間

「宮城県震災復興計画」において、復興を達成するまでの期間を概ね10年間としていることから、本プランにおいても、10年間を計画期間として設定します。

そして、全体の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧を図る「復旧期」として3年間（H23-25年度）、水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化を実現する「再生期」として4年間（H26-29年度）、水産都市・漁港地域全体の活性化を図り競争力と魅力ある水産業の実現を図る「発展期」として3年間（H30-32年度）をそれぞれ設定します。また、復旧期、再生期の計7年間で、震災前の状況に復旧させますが、この期間にとらわれることなく、特に生産活動については、2年間を目処に回復できるよう努めます。

本プランは、今後の復興に向けた取組の進捗状況や社会情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行っていきます。



## V 復興のポイント

本県水産業の復興にかかる取組については、以下の5つの主要な施策を展開します。

(1) 水産業の早期再開に向けた取組

(2) 水産業集積地域、漁業拠点の集約再編

(3) 新しい経営形態の導入

(4) 競争力と魅力ある水産業の形成

(5) 安全・安心な生産・供給体制の整備

### (1) 水産業の早期再開に向けた取組

主要な県営漁港、漁船漁業や養殖業の再開に必要な漁港・漁場においてがれきの撤去を行い、船舶の航行・係留機能や漁場の生産力を回復するとともに、水産物の安全性を確保するため、海洋環境調査等をきめ細やかに実施し、その情報を積極的に公開します。

震災により経営基盤や生産基盤を失った漁業者・事業者が事業を再開できるまでの間、漁業者自らが漁場生産力の回復を図るために実施するがれきの撤去等に支援するとともに、借入金の償還などに係る負担軽減や有利な資金調達などが可能となるよう支援します。

また、地元漁業者が円滑に漁業を再開できるよう、漁船漁業においては、漁船や漁具の取得に対し支援するとともに、水産資源を維持するため、津波により被災したさけ増殖施設などの栽培漁業施設の復旧を図ります。

養殖業においては、再開に不可欠な施設の復旧、種苗の確保や資材の取得に対し支援する

#### 早急に実施すべき取組

がれきの撤去



海洋環境調査



魚市場の応急整備



腐敗水産物の処分

養殖種苗の確保



とともに、採苗、養殖出荷の一連の生産サイクルの回復を図ります。

加えて、水産業関係団体等の経営安定等を図るため、組織の再構築などを含めた抜本的な体制見直し等に係る取組を支援します。

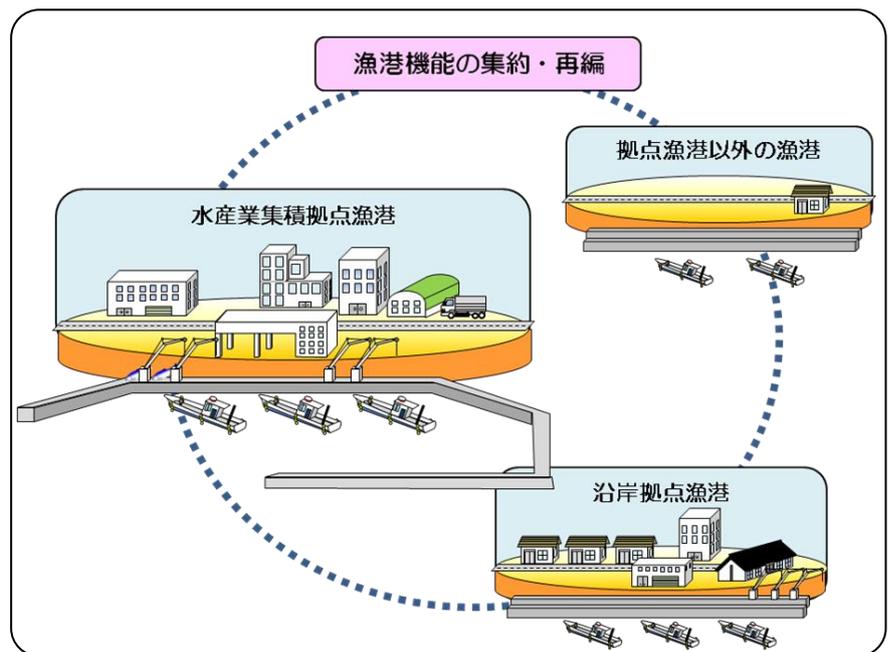
漁港背後地では、被災した水産加工場の冷凍水産物を処分し、周辺の衛生環境の改善を図るとともに、魚市場や共同利用施設の機能回復に向けた応急整備を進め、魚市場の早期再開と流通加工機能の回復を図ります。

さらに、水産業復興支援策の一層の充実を図るために、財団法人宮城県水産公社等との連携のもと、国等の支援の円滑な推進や水産業再開のための外部資本の活用等を促進する取組を行います。

## (2) 水産業集積拠点、漁業拠点の集約再編

県内142ある漁港の位置づけや役割を整理して、拠点となる漁港を定め、集落の小さな漁港も含めた県全体の漁港機能の棲み分けを進め、効率的な水産業の発展を図ります。

「特定第3種漁港」の気仙沼、石巻、塩釜の3港に、女



川と志津川を加えた5港は、魚市場等の流通機能や水産加工業が集積しており、沖合・遠洋漁業の基地港であるとともに、周辺の漁港からの水産物が集積されることから最重点漁港に位置づけ、漁港背後地を一体的に整備した上で、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設の整備や事業者の再建支援に取り組みながら、競争力のある本県水産業の集積拠点として再構築していきます。

また、地域の漁船漁業や養殖業を行う上で中心となる漁港は、沿岸拠点漁港として位置づ

け、漁港集落全体のあり方について、市町のまちづくり復興計画と整合性を図りながら、集中的に再整備を行っていきます。

それ以外の漁港は、漁船の安全な係留や操業準備作業ができるよう、防波堤など必要な施設の復旧工事を行います。

### (3) 新しい経営形態の導入

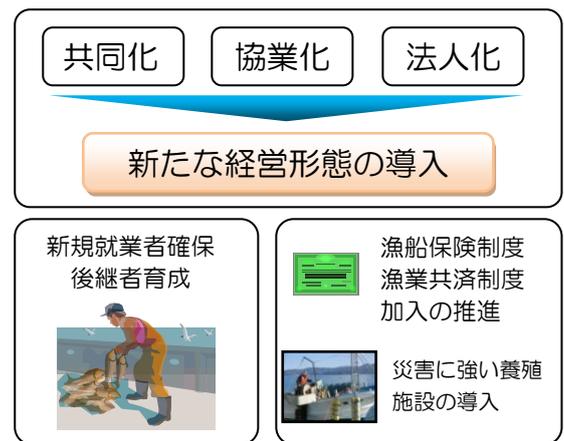
漁船漁業・養殖業等の経営体の強化を図るため、業界が設置する水産業経営相談室と連携して漁業種類ごとの経営モデルを検討し、再建を目指す漁業者が漁業生産組合や漁業会社など漁業経営の共同化、協業化、法人化等、新たな経営形態を導入するための取組を支援します。

また、震災による壊滅的な被害から早期復興を目指すためには、民間企業の資本、技術、経営のノウハウなどを活用することも必要であることから、地域の理解を基礎として、漁業者ニーズや民間企業の意向を把握し、双方の仲介・マッチングを推進します。

なお、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく民間資本導入の促進に資する水産業復興特区については、次期漁業権切替までの検討課題とし、漁業者及び県漁協と十分な協議、調整に努めます。

このような取組による経営体の体質改善と新規就業者の確保や後継者育成等の取組を進め、成長産業への転換を目指します。

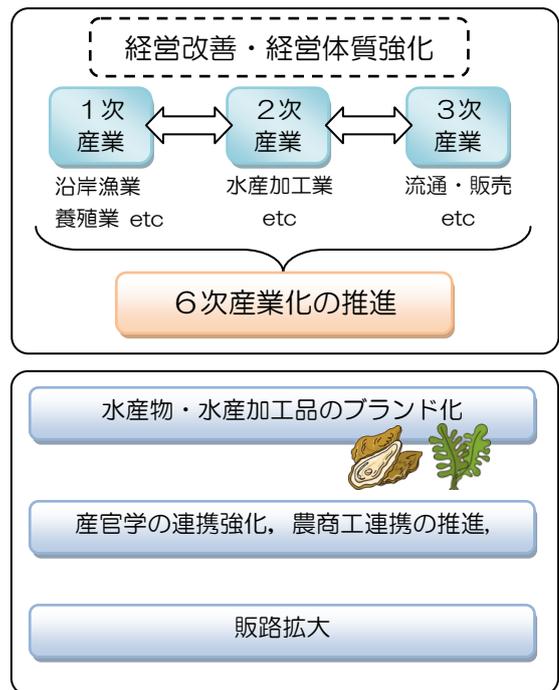
災害時における漁業経営セーフティネットである漁船保険制度及び漁業共済制度の加入を推進するとともに、災害に強い養殖施設の導入など、災害対策を強化します。



#### (4) 競争力と魅力ある水産業の形成

沿岸漁業・養殖業等の第一次産業の経営改善に加え、水産加工業等の第二次産業、流通・販売等の第三次産業においても経営体質の強化を図る取組を支援します。

また、漁業が地域の総合産業に飛躍するため、漁業を中心とした産業の集積・高度化を進めて効率的な水産業の発展を図るとともに、水産物・水産加工品のブランド化、産官学の連携強化、農商工連携の推進、漁業・加工・流通・観光との相乗効果による6次産業化などの取組を支援します。



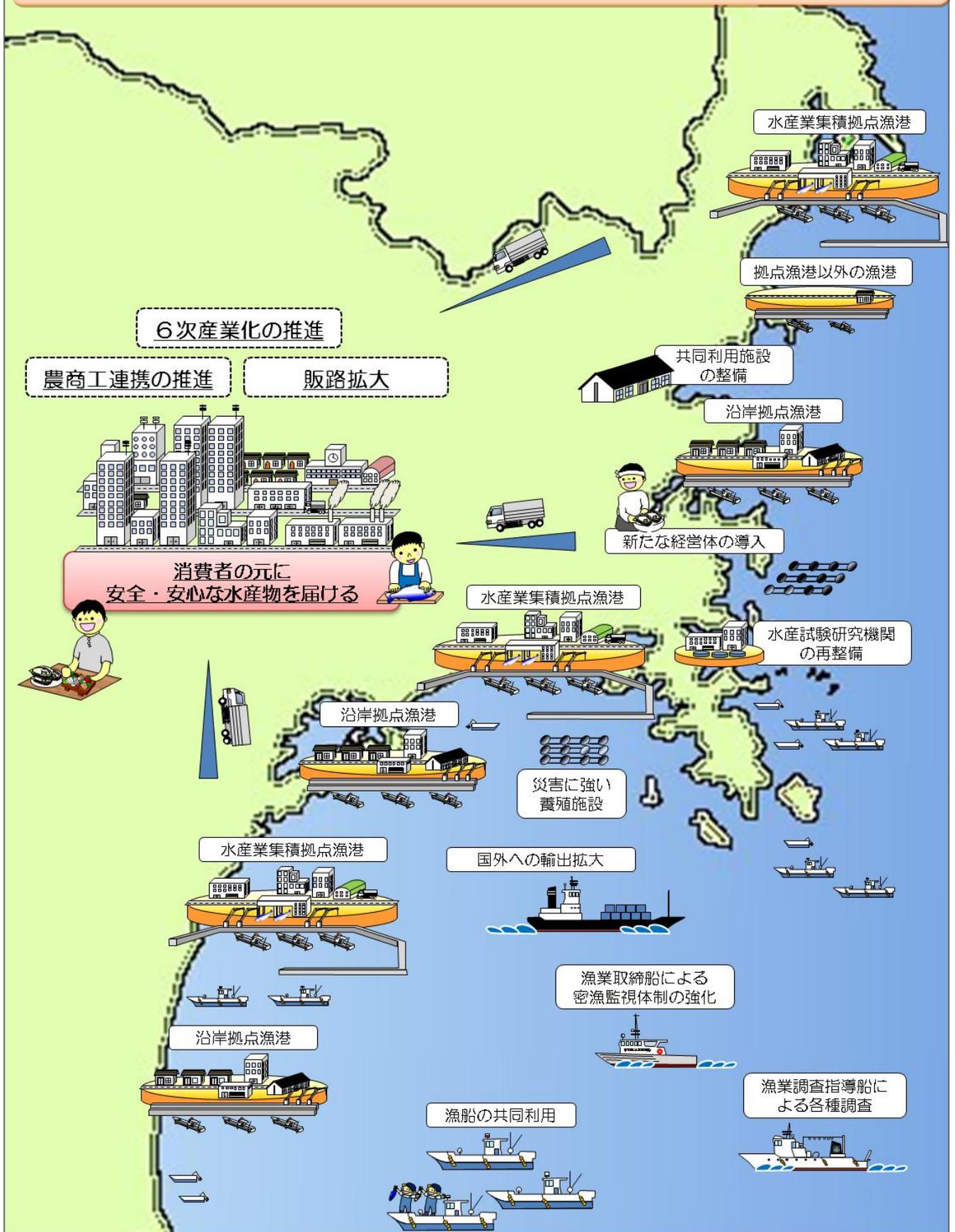
さらに、販路拡大を図るため、県内外への情報発信の強化、実需者とのマッチングの強化などに取り組むとともに、有望な市場である海外への輸出拡大にも取り組みます。

#### (5) 安全・安心な生産・供給体制の整備

福島第一原子力発電所における事故に起因する放射性物質が本県水産業に与える影響が懸念されていることから、国の機関等が実施する環境調査に加え、県内で水揚げされる水産物の検査体制を整備するとともに、その結果については、記者発表や県ホームページなどで公表し、県民の不安解消、風評被害の防止に努めます。

また、被災した共同利用施設、産地魚市場、加工施設等の復旧に当たっては、新たな鮮度保持施設等の導入を積極的に推進し、被災前よりさらなる衛生管理の高度化を進めていきます。

～魅力ある新たな水産業の創造を目指して～



## VI 分野別復興計画

### (1) 漁港・漁村

#### 被災状況と課題

- 県内142漁港の全ての防波堤や岸壁等の施設や漁港背後地が沈下するなどの被害がありました。
- 漁港は、漁船の係留、漁獲物の水揚げ、加工・流通等の機能を有した水産業の基盤施設であり、水産業の再生のためには、その復旧復興が極めて重要です。

#### 対応の方向

復旧期3年間 H23~H25(年度)

##### ○方向性

- 水産業集積拠点漁港5漁港及び沿岸拠点漁港に漁港機能を集約再編しつつ、優先的に復旧を行います。
- 拠点化漁港以外の漁港については、漁港を安全に利用できるよう必要な施設の災害復旧工事を行います。
- 関係市町の復興方針を踏まえた災害に強い漁村づくりを推進します。

##### ○取組内容

- 震災により甚大な被害を受けた水産業集積拠点漁港(気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜)の緊急物資輸送航路を確保するため、がれき等を撤去し、航路を確保します。
- 震災により甚大な被害を受けた水産業集積拠点漁港5港と県営漁港22港について、航路・泊地のがれきの撤去や岸壁等の応急復旧を行います。
- 水産業集積拠点漁港5港と沿岸拠点漁港について、優先的に本格復旧に着手します。
- 拠点化漁港以外の漁港についても、航路・泊地のがれきの撤去や岸壁等の応急復旧を行うとともに、基本的な施設の復旧について順次着手します。
- 集落における高潮、冠水対策につながる海岸堤防の嵩上げや整備等を行います。



岸壁の嵩上げ舗装工事後(女川漁港)

**再生期 4 年間 H26~H29 (年度)**

○方向性

- 水産業集積拠点漁港及び沿岸拠点漁港において、新たな漁港整備を本格化させます。

○取組内容

- 水産業集積拠点漁港5漁港では、水産物の生産流通の効率化、品質・衛生管理の高度化のための事業を進めます。
- 沿岸拠点漁港では、水産物の加工施設等が集積できるような施設整備を進めます。
- 拠点化漁港以外の漁港は、漁船の安全な係留や効率的な荷揚げ作業など利用できるような必要な施設整備を行います。

**発展期 3 年間 H30~H32 (年度)**

○方向性

- 水産業集積拠点漁港及び沿岸拠点漁港において、漁港機能を充実させ新たな水産物の流通拠点化を目指します。

○取組内容

- 水産業集積拠点漁港5漁港では、高度化された魚市場等の流通機能や背後地の水産加工施設が有機的な繋がりを持ち、国内はもとより海外をも視野に入れた水産物の供給が行えるように整備を進めます。
- 沿岸拠点漁港では、加工・流通から直販までの6次産業化などの事業を実施できる施設整備を更に進めます。

## (2) 漁場・資源

### 被災状況と課題

- 大量のがれきが沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積しており，漁業・養殖業の復興に向けて漁場のがれき撤去等による漁場環境の回復が喫緊の課題です。
- 沿岸域の下水処理施設の稼働停止や大量の重油流出等による水質環境の悪化に起因する漁場生産力の低下が懸念されます。
- 栽培漁業の根幹となる種苗生産施設及び多くのサケふ化場が壊滅的な被害を受けており，安定的な栽培漁業の継続が困難です。
- 津波によるアワビ等の磯根資源の減少が懸念され，アサリやアカガイ，ウバガイ等といった埋在性二枚貝類の漁場も被害を被っていることから，これらの資源回復と漁場修復が必要です。

### 対応の方向

復旧期3年間 H23～H25（年度）

#### ○方向性

- 漁場回復のためのがれき撤去や水産物の安全性を確認するための漁場環境調査を進めます。
- 被災した種苗生産施設やサケ増殖施設などの栽培漁業施設の応急復旧を図り，沿岸漁業，養殖業の生産力の早期回復に取り組みます。

#### ○取組内容

- 早期の漁場再開に向けて平成23年夏から秋にかけて再開が見込まれる養殖漁場，底曳網漁業等の主漁場であった場所を優先して，専門業者によるがれき撤去を進めるとともに，漁業者による漁場におけるがれき撤去の取組を支援します。
- 今後の漁業再開に向けて被災した沿岸漁場における環境調査（水質，底質，有害物質等）を，漁業関係者や国・試験研究機関と連携して実施し，漁場環境の維持・回復に取り組みます。
- 被災した種苗生産施設の整備を進めるとともに，サケ増殖施設などの栽培漁業施設の復旧を推進します。



漁業者自らが行うがれき撤去作業

## 再生期4年間 H26~H29 (年度)

### ○方向性

- 他県との広域連携も視野に入れながら、栽培漁業関連施設等を整備し、種苗放流体制の再構築を行います。
- 津波により破壊された漁場を修復し、資源の維持増大を図ります。

### ○取組内容

- 栽培漁業の根幹となる種苗生産施設の整備を、国や他県と調整しながら引き続き行うとともに、サケ増殖施設の復旧支援などの栽培漁業施設の本格復旧を進めます。また、栽培漁業技術の高度化や効率化を促進し、種苗放流による沿岸漁業の生産力向上に取り組みます。
- 津波により破壊された漁場を修復し、試験研究機関の資源調査結果に基づき、漁業者自ら資源管理を行うなど、安定した漁業資源の維持に向けた取組を促進します。併せて、資源管理・漁業所得補償対策等の活用による漁業経営の安定に取り組みます。

## 発展期3年間 H30~H32 (年度)

### ○方向性

- 集約再編によって機能の高度化や効率化が進んだ漁港を活用するとともに、種苗放流や漁業者自ら行う資源管理の指導・支援などにより、漁業資源の維持・増大に図り、本格的な水揚げによる漁業の復興を目指します。
- 修復された漁場の環境を維持するため、漁業者はもとより県民の意識啓発も推進し、環境保全の取組を進めます。

### ○取組内容

- 復旧が進んだ種苗生産施設や栽培漁業関連施設から、安定的に種苗を供給・放流し、効率的で投資効果の高い栽培漁業を推進します。
- 国や関係道県、大学などとの連携を強化し、漁場環境の把握や水産資源の調査研究に基づく漁海況情報等の情報発信と資源管理の実践を進め、効率的な漁業生産を推進します。
- 陸上からの生活排水やゴミ等の漁場への環境負荷を軽減するため、県民参加型の環境保全運動を推進します。

### (3) 養殖業

#### 被災状況と課題

- 沿岸養殖施設のほぼ全てが滅失し、被害額は約491億円に達しています（被災した内水面養魚場も含む）。
- 養殖業の再開に向けて、養殖用資材や種苗の確保、復旧費用の捻出が課題です。
- 高齢化に加え、震災の影響により就業者数の減少が懸念され、養殖業を担う人材が不足する可能性があります。

#### 取組の方向

復旧期3年間 H23~H25（年度）

##### ○方向性

- 養殖業再開に向け、養殖施設の早急な復旧や種苗の安定確保をはじめ養殖水産物や漁場の安全性確保を目指します。
- 養殖種ごとの協業化を想定した経営モデルの提示に基づき、協業化などの新たな経営形態の導入による収益性の向上を促進します。
- 養殖漁場の安全性を確認するための水質調査や貝毒監視等の安全・安心対策により、養殖生産物の安全を確保します。

##### ○取組内容

- 施設の早期復旧を目指し、国の補助、復興基金等の各種財源を活用して、施設復旧費用の漁業者負担の軽減を図ります。
- 各種養殖種苗の安定確保に向けた調査、指導を行うとともに、天然採苗に必要な情報を提供します。
- 漁業者団体が実施している養殖生産物の安全確保のための貝毒やノロウイルス等の衛生検査の取組に対して支援します。
- 養殖業の労働力の確保と経費の削減を図り、漁家収入の増大を図るため、協業化、法人化を推進します。
- 平成25年の漁業権の一斉更新の際には、より効率的な生産が実現できるよう、漁場の見直しについても検討を進めます。
- 水産業普及指導員が中心となり、各浜を巡回しながら、情報収集や技術普及に取り組みます。
- 就業者を確保するため、後継者が地域に留まり、家業を継ぐことができるよう支援します。また、新規就業者が参入できるような体制作りを進めます。



ノリ養殖の陸上採苗を再開  
(JF 宮城石巻湾支所)

## 再生期3年間 H26～H29（年度）

### ○方向性

- 協業化や法人化などにより、強い経営体づくりを目指すとともに、養殖施設の共同化や改良・高度化などを取り入れながら再整備を進めます。

### ○取組内容

- 養殖業者の協業化や施設・機器等の共同利用化を推進し、コスト削減等による経営基盤の強化を推進します。
- 構造改善事業などによる養殖施設の共同化を促進し、災害に強い施設の整備を推進します。
- 漁場や水産物の衛生等の検査を継続して行い、水産物の安全・安心を確保します。
- 復旧期と同様、水産業普及指導員が中心となり、各浜を巡回しながら、技術改良、経営指導に取り組みます。
- 新規就業者並びに就業希望者のための基礎的な技術講習会を開催します。

## 発展期3年間 H30～H32（年度）

### ○方向性

- 高品質な生産物を安定して供給する体制の構築と6次産業化、収益性のある経営の実現を目指します。

### ○取組内容

- 適正養殖による漁場環境の維持や疾病対策、衛生検査の実施や各種情報提供、県産水産物のブランド化を推進し、養殖業の再生・発展に繋がります。
- 関連産業や異業種等との連携を支援し、6次産業化などのさらなる事業の進展を図ります。
- 養殖業の協業化や技術改良などを通じて、経営基盤の強化を図り、収益性の高い養殖生産を目指します。
- 水産業普及指導員が水産試験研究機関等と連携しながら、高品質な養殖生産物を確保するための技術普及を行います。
- 新規就業者が継続して養殖業に携われるよう技術指導等を積極的に実施します。

## (4) 漁船漁業

### 被災状況と課題

- 今回の大震災により、知事許可漁業の対象である20トン未満の沿岸漁船漁業者は大きな被害を受け、自力復旧が困難な状況にあります。
- 沿岸漁船漁業の早期再開を図るためには、生産基盤となる漁船や漁具の再取得を強力に支援する必要があります。
- 今後の沿岸漁船漁業が、持続的で安定的な漁業経営を実現することができるよう、現行の漁業許可制度等を見直す必要があります。
- 震災の影響により、漁船乗組員が減少する可能性があることから、新規乗組員を確保する必要があります。

### 対応の方向

復旧期3年間 H23~H25(年度)

#### ○方向性

- 修繕、中古船の取得、新船建造において共同利用漁船の導入を推進するとともに、漁業生産組合の設立など生産活動の協業化を進め、経営の効率化を推進します。
- 漁業協同組合等と連携して、知事許可等を有する漁船漁業者の被災状況を調査し、今後の沿岸漁船漁業の担い手(乗組員)を把握します。
- 漁場環境、水産資源の状況や漁場利用に係る業種間の利害等を総合的に勘案し、持続的で安定的な漁業経営を実現することができるよう、漁業許可制度等のあり方を見直します。
- 沖合、遠洋漁船漁業の担い手(乗組員)を確保するための取組を進めます。

#### ○取組内容

- 沿岸漁船漁業の早期再開を図るため、漁業協同組合等が行う共同漁船や共同の定置網・漁労設備(漁具等)の導入を支援します。
- 県内の造船能力を回復させるため、小型漁船を建造できる造船所の復旧に努めます。
- 安定経営を図るため、漁業種類毎に許可隻数や操業ルールを再検証し、現行許可等制度の見直しを行います。
- 水産物の流通拠点である魚市場施設や関連施設の機能回復を図り、沖合、遠洋漁業の安定した水揚げ確保に努めます。加えて、省エネ・省コスト化に取り組み、沖合・遠洋漁業の維持存続を図ります。
- 沿岸漁船漁業の乗組員について実態を把握し、必要とされる人材のニーズ把握をします。また、沖合・遠洋漁船漁業の乗組員を確保するために就業相談会等を開催します。



船舶の仮設修繕施設(南三陸町)

## 再生期4年間 H26~H29 (年度)

### ○方向性

- 新たな許可制度のもとでの操業トラブルの防止，漁業調整など安定操業に向けた取組を推進します。
- 沖合・遠洋漁業の経営安定に向けた取組を推進します。

### ○取組内容

- 新たな漁業許可制度の円滑な運用に向けて，関係者等との調整・指導を継続します。
- 操業コスト削減のための技術の導入や，鮮度保持などによる漁獲物の高付加価値化などに対する取組を支援します。
- 沖合・遠洋漁業の維持存続のため，省エネ・省コスト化に引き続き取りくむとともに，復旧期に引き続き，担い手を確保するための就業相談会などを開催します。

## 発展期3年間 H30~H32 (年度)

### ○方向性

- 新たな許可制度に基づく新たな操業ルールの確立と，漁船の合理化や漁獲物の付加価値向上による持続的かつ安定的な漁業経営の定着を目指します。

### ○取組内容

- 新たな許可制度の運用により，資源管理型漁業を推進し，効率的な漁業生産と資源の維持・安定を図ります。
- 漁船の合理化や漁獲物の付加価値向上に引き続き取り組み，持続的かつ安定的な漁業経営の定着を図ります。
- 沿岸，沖合，遠洋漁船漁業，それぞれの乗組員を確保するため，就業相談会等を開催します。

## (5) 流通加工

### 被災状況と課題

- 10産地魚市場の全ての岸壁や荷さばき施設、市場管理施設が被災するとともに、魚体選別機やフォークリフト等の水揚げに必要不可欠な機器類も被災しました。
- 約400あまりの水産加工場において、施設や設備、内部の加工機械類が被災しました。
- 水産物保管用の冷凍冷蔵施設約260棟や製氷施設とともに保管冷凍水産物も被災しました。
- 漁港背後地に立地する水産加工団地等では、今回の震災により地盤が大きく沈下し、敷地や道路が冠水するエリアが広範囲に広がっており、加工施設等の修繕・復旧を実施していく上で、大きな課題となっています。
- 水産加工流通業は、水揚水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しており、漁業生産力の回復や漁港等の生産基盤の復旧と一体的に復興を進めていくことが課題です。
- 水産加工業の復興と同時に休業中に失った販売先シェアを回復させることも課題です。

### 対応の方向

復旧期3年間 H23~H25(年度)

#### ○方向性

- 水産加工など関連産業が集積する主要漁港での魚市場や冷凍冷蔵施設等の応急整備に早急に対応するとともに、被災した水産加工場の冷凍水産物を廃棄処分し衛生環境の改善を図ります。
- 水揚げされる水産物の安全性を確保するための調査や、水産加工場の修繕、仮設工場の設置等を支援するとともに、周辺環境の整備を行い被災した加工流通業者の経営再建を目指します。

#### ○取組内容

- 被災した冷凍冷蔵施設に保管されていた冷凍水産物について海洋投入などにより緊急処分します。
- 産地魚市場の早期水揚再開を図るため、応急的に必要な機器類の整備を支援します。
- 産地魚市場、水産加工施設などの早期復旧を図るため、冷凍冷蔵施設など共同で利用する施設や仮設工場などの整備に努めます。
- 産地魚市場、水産加工団地などの復興に向けた整備に取り組みます。
- 加工原料の不足などに対応し、原料の調達支援に取り組みます。
- 水揚水産物の放射能検査体制を整備し、安全性の確保、風評被害の防止に努めます。



震災後初の三陸塩竈ひがしもの販売開始式  
(塩釜市魚市場)

## 再生期 4 年間 H26~H29 (年度)

### ○方向性

- 水産業集積拠点における魚市場や水産加工関連施設などの本格復旧を進めるほか、集約再編に伴い高度化・効率化が進んだ漁港において本格化する水揚げに対応した魚市場の整備を進め、県全体の水産物受入機能を強化します。
- 漁業者と水産加工・流通業者との連携強化を推進し、経営の安定化・効率化を目指します。
- 魚市場を始め水産加工関連施設の品質・衛生管理体制の向上を促進します。
- 有望な市場であるアジアなどの海外への輸出拡大に取り組みます。
- 県産水産物や水産加工品の需要拡大に取り組み「食材王国みやぎ」の復興、再構築を図ります。

### ○取組内容

- 本格化する水揚げに対応できるよう魚市場や関連設備の整備を促進し、魚市場機能の強化を図ります。
- 引き続き、冷凍冷蔵施設などの共同利用施設や水産加工関連施設の整備を行い、水産業集積拠点の本格復旧を進めます。
- 水産物の輸出にも対応した魚市場施設や加工施設の品質・衛生管理体制の向上に取り組みます。
- 水産業集積拠点における魚市場への水揚量を確保するため、漁船誘致等に取り組むとともに、原料の安定確保のため原料調達支援を継続します。
- 地元水揚げ魚種を活かした新商品開発への支援やブランド化への取組を推進します。

## 発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

### ○方向性

- 漁業の生産段階から魚市場の水揚げまで一貫した機能強化を図るとともに、その背後に立地する水産加工業の生産から販売までの支援をトータル的に行い、水産都市の活力強化を図ります。

### ○取組内容

- 水揚げ確保のため、引き続き魚市場機能の強化を図ります。
- 生産出荷量の増大に向けた共同利用施設などの規模拡大への支援を行います。
- 地元水揚げ魚種を活用した新商品開発などの技術支援を強化します。
- 世界に通用する水産物のブランド化を進め、また国内外への販売力強化やマーケティング対策の取組を強化します。

## (6) 漁業経営

### 被災状況と課題

- 経営体の多くは高齢化等が進んでおり、経営再開の希望はあっても資金難などから再開を躊躇する経営体も多くなっています。
- 被災漁業経営体ができる限り地域にとどまって、早期に経営再開できるよう、また、将来ともに安定的・効率的な経営が可能なものとし、地域の担い手として活躍できるよう支援していくことが重要です。
- 漁家経営を安定したものにするため、後継者対策、新規就業者の確保が必要です。
- 水産業協同組合の組合事務所や施設が壊滅的な被害を受けており、組織の経営基盤や管理体制の復旧・復興が課題となっています。
- 組合員の多くも被災し、被災組合員への債権も相当程度有しているため、今後の財務状況を見通すことが困難な状況です。

### 対応の方向

復旧期3年間 H23~H25(年度)

#### ○方向性

- 漁業継続の意思のある被災漁業経営体の早期の経営再開を目指します。
- 補助事業や有利な融資制度を活用して生産基盤の回復を促進します。
- 漁業生産の早期再開に向けて、共同化や協業化、漁業生産組合や法人化等新たな経営組織導入を推進します。
- 水産業協同組合の経営基盤の強化に取り組みます。

#### ○取組内容

- 漁船・施設等取得費用負担の軽減を図るため、取得費用の補助を行います。
- 漁業からの離職を抑制するため、浜で行う瓦礫撤去等の雇用対策事業を実施します。
- 共同利用漁船、共同利用施設の新規導入を契機とする共同化や協業化、漁業生産組合や法人化等新たな経営組織導入を推進します。
- 地域の理解を得つつ、地元ニーズや民間企業の意向を把握に努め、地元漁業者と技術・ノウハウや資金を有する民間企業との様々な形での連携に向けた仲介・マッチングを推進します。また、必要な地域では、水産業復興特区について、次期漁業権切替までの検討課題とし、漁業者及び漁協との協議、調整に努めます。
- 災害時における漁業経営のセーフティネットである漁船保険制度及び漁業共済制度の加入を推進します。



- 震災からの復旧に対応し、無利子化や無担保・無保証人とする有利な制度資金の利用を促進します。また、水産業災害対策資金などを創設し、利子補給の実施により借入負担の軽減を図ります。
- 事業再開の支障となる二重借入の問題等については、被災者の実状に応じ、経営相談等を実施します。

#### 再生期 4 年間 H26~H29 (年度)

##### ○方向性

- 将来にわたり持続可能な経営体の育成を目指し、協業化、法人化により新たな経営組織の立ち上げを推進するとともに、経営再開した経営体の基盤強化に向けた取組みを支援し、経営の安定化・効率化を推進します。

##### ○取組内容

- 協業化・法人化の推進、新たな経営組織の導入、漁船保険制度及び漁業共済制度の加入推進、経営の維持・安定のための金融支援を継続します。
- 経営再開した経営体に対し、更なる経営改善・業務効率化の取組を支援します。
- 既存経営体の規模拡大・6次産業化の取組を支援します。

#### 発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

##### ○方向性

- 規模拡大・6次産業化等により収益性の向上を図り、更なる経営基盤の強化を推進します。

##### ○取組内容

- 協業化・法人化の推進、新たな経営組織の導入、漁船保険制度及び漁業共済制度の加入推進、経営の維持・安定のための金融支援及び経営改善・経営基盤安定化に向けた取組支援を継続します。
- 経営再開した経営体に対し、更なる経営改善・業務効率化の取組を支援します。
- 既存経営体の規模拡大・6次産業化の取組を引き続き支援します。

## (7) 試験研究

### 被災状況と課題

- 県の水産試験研究機関は、内水面水産試験場を除く4箇所（水産技術総合センター・同センター気仙沼水産試験場・同センター養殖生産部種苗生産担当及び水産加工開発部）及び漁業調査船3隻（新宮城丸・拓洋丸・蒼洋）が被災し、試験研究機能を喪失しました。
- 壊滅的な被害を受けた本県水産産業を復旧するとともに、将来にわたって持続的かつ発展的な振興を図っていくために、早急に水産試験研究方針を策定し、試験研究機関の復旧整備を進め、国や大学、水産業者等とも連携し、水産増養殖・水産資源・漁場環境・水産加工等の試験研究の効率的な推進と研究成果の普及・定着を推進していくことが重要です。

### 対応の方向

復旧期3年間 H23～H25（年度）

#### ○方向性

- 水産試験研究方針を策定し、水産試験研究機関及び漁業調査船の再整備を進めます。
- 有害物質を含んだ陸水の流入による漁場環境汚染が懸念されるため、漁場環境の安全性評価のための調査を実施します。
- 比較的短期間で収益が見込まれる漁業の再開を支援するため、水産普及指導員と連携し、ワカメ・コンブ等の藻類養殖に係る技術指導をはじめ、カキ・ホタテガイ・ホヤ等の貝類養殖再開に必要な基礎調査及び情報提供等を行います。
- 沿岸漁業の重要魚種であるイカナゴ・ヒラメ・マコガレイ・アカガイ等の資源やアワビ・ウニ等の磯根資源状況の把握のための調査を行います。
- 水産加工業再開のため必要な技術相談・指導等を行います。

#### ○取組内容

- 水産試験研究体制の再整備を行います。
  - ・ 水産試験研究推進構想及び計画の策定
  - ・ 水産試験研究機関、漁業調査船等の復旧整備
- 漁場環境の安全性評価を実施します。
  - ・ 漁場環境の安全性評価のための水質・底質調査
  - ・ 沿岸、内湾域及び河川の水深・水質・底質（底棲生物含む）の環境変動の把握調査
  - ・ 県沿岸域の藻場及び内湾域の藻場、干潟環境の把握調査
  - ・ 宮城県沿岸及び沖合域の海洋観測の再開と水産関係者への情報提供
  - ・ 水産行政情報システム（水揚げ情報及び沿岸定置水温観測システム）の復旧



漁場環境の安全性評価のための調査

- 養殖業再開に向けた調査、指導を実施します。
  - ・ワカメ、ホヤ、アカガイの種苗生産
  - ・カキ、ホタテガイ、ホヤ等の浮遊幼生分布調査及び生育状況調査
  - ・カキ、ワカメ、ノリ、ギンザケ等の養殖生産に関する技術支援及び生育状況調査
- 沿岸漁業資源、磯根資源の実態把握に係る調査、技術開発・指導を実施します。
  - ・イカナゴ、ヒラメ、マコガレイ、アカガイなど沿岸漁業資源の実態把握のための調査
  - ・アワビ、ウニ等の磯根資源及び藻場分布状況等の岩礁域調査
  - ・アサリ生育状況及び生育環境に係る調査
  - ・サケ類の種苗生産に係る復旧支援、技術指導
- 水産加工業再開のための技術指導等を実施します。
  - ・加工原料の品質・鮮度保持・衛生管理・安全性確保に関する技術等の支援
  - ・地先資源を用いた加工技術の支援
  - ・水産加工業復興に向けた新規技術開発及び情報提供

### 再生期 4 年間 H26～H29（年度）

#### ○方向性

- 復旧期の取組に加え、アワビ・アカガイ・サケなどの重要魚介類の種苗生産体制を整備します。
- 沿岸漁業資源の適切な資源管理のため、資源評価調査を強化します。
- 養殖技術の高度化を図り、水産業普及指導員と共に技術普及を推進します。
- 水産加工業復興のため、地域特産品開発に係る技術支援や技術相談等への体制整備を行います。

#### ○取組内容

- アワビ等の種苗生産体制の整備
- イカナゴ、ヒラメ、マコガレイ、アカガイなどの沿岸漁業資源の資源評価
- カキ、ノリ等を含む地域特産物の高付加価値化・差別化のための技術開発、農林畜産業との連携及び商品開発に係る技術相談対応

### 発展期 3 年間 H30～H32（年度）

#### ○方向性

- より収益性の高い漁業生産の実現に向けて、水産資源・漁場環境・養殖・水産加工等に関する試験研究を推進します。

#### ○取組内容

- 新規養殖種の開発、効率的な養殖生産のための技術開発、漁場環境調査
- 科学的根拠に基づく効率的な資源管理のための調査
- 水産加工品のブランド化、6次産業化に向けた新商品開発等への技術支援

## (8) 原子力発電所事故による影響への対応

### 被災状況と課題

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因し、高濃度汚染水が海洋に流出されたことから、海洋環境における放射能の状況や水産物の安全性に与える影響などが懸念されています。とりわけ福島県に隣接している本県の対応への消費者の関心は非常に高く、他の地域にも増して厳格な対応が求められています。
- 水産物については、平成23年4月初めに北茨城市沖のコウナゴで規制値を超える放射性セシウムが検出されたのを端緒に、福島第一原子力発電所の周辺海域では断続的に規制値を超える値が検出されてきました。宮城県においては、6月以降の漁業の再開に合わせて検査を実施し、現在まで規制値を超える値は観測されませんでした。今後もその動向に注視する必要があります。

### 対応の方向

#### ○取組内容

- 水産物に関する放射性物質検査実施方針を定め、生産の実態に合わせ、検査品目の選定、採取地域の選定等を行い、検査体制の構築を行います。
- スクリーニングに対応した放射性物質簡易検査機を県内各魚市場に導入します。
- 検査結果を速やかに公表するため、検査結果の確定から公表までの手続き及び情報連絡体制を整備します。
- 放射性物質の影響は長期に渡ることが予想されるため、本県水産業の復興に当たっては、本県漁場、水産物及び海水の放射線量を的確に把握するとともに、正しい情報を速やかに提供していきます。
- 出荷自粛や風評被害による損害については、市町や関係団体と連携しながら、賠償対策に係る情報を収集・提供するとともに、損害が生じた場合は賠償請求が円滑に進むよう支援します。

## Ⅶ 参考資料

### 1 本県水産業関連被害状況について 【平成23年10月18日現在】

#### (1) 漁船等被害

船舶区分	隻数	被害額
船外機船	9,533 隻	9,533,000 千円
動力船 5 トン未満船	1,892 隻	47,300,000 千円
5～10 トン未満船	396 隻	25,740,000 千円
10～15 トン未満船	97 隻	9,215,000 千円
15～20 トン未満船	87 隻	10,440,000 千円
20 トン以上	18 隻	10,700,000 千円
計	12,023 隻	112,928,000 千円

※ 被害隻数はＪＦみやぎ各支所からの聞き取り結果

船価は、建造申請書の見積価格より次のように設定

- ・ 船外機 100 万円
- ・ 5 トン未満漁船 2,500 万円
- ・ 5～10 トン漁船 6,500 万円,
- ・ 10～15 トン漁船 9,500 万円
- ・ 15～20 トン漁船 12,000 万円

#### (2) 漁港施設被害

211 箇所 被害額 422,254,106 千円

#### (3) 水産施設被害

582 箇所 被害額 48,248,150 千円

イ 共同利用施設（カキ処理場，荷捌き所等 構造改善施設）

476 施設 被害額 24,244,742 千円

ロ 流通加工施設（魚市場荷捌き施設，冷凍冷蔵施設等）

85 施設 被害額 22,996,564 千円

ハ 内水面施設（さけます増殖場，内水面養魚場）

21 施設 被害額 1,006,844 千円

ニ 水産加工場，冷凍冷蔵庫 ※被害額合計に含めない

680 施設 被害額 192,400,000 千円

#### (4) 養殖施設被害

106,962 箇所 被害額 49,380,795 千円

イ 養殖施設

106,955 施設 被害額 48,699,984 千円

養殖種類	施設数	被害額
のり	50,874 施設	5,301,200 千円
わかめ	24,151 施設	7,194,375 千円
こんぶ	5,186 施設	483,813 千円
かき	13,697 施設	24,110,791 千円
ほたて	9,239 施設	8,673,052 千円
ほや	3,539 施設	1,820,403 千円
ぎんざけ	269 施設	1,116,350 千円
計	106,955 施設	48,699,984 千円

※ 水族被害は除く

ロ 増殖場

7 施設 被害額 680,811 千円

(5) 漁業用資材被害

1,609 箇所 被害額 19,290,770 千円

イ 定置網 831 ケ統 被害額 10,316,268 千円

定置網	ケ統数	被害額
小型定置	790 ケ統	7,900,000 千円
大型定置	41 ケ統	2,416,268 千円
計	831 ケ統	10,316,268 千円

※ 施設数（ケ統数）は平成20年9月の漁業権一斉更新時の数字。  
金額については、大型定置は免許申請時の施設費用の積み上げ。小型定置は1ケ統当たり1千万円として試算。

ロ 養殖用資材 741 台 被害額 8,674,525 千円

のり自動乾燥機 130 台 7,590,000 千円  
わかめポイル釜 611 台 1,084,525 千円

ハ 漁協在庫品（燃油，資材等）37 箇所 被害額 299,977 千円

種類	箇所	被害額
燃油等	29 箇所	50,701 千円
資材等	36 箇所	171,888 千円
水産製品等	2 箇所	77,388 千円
計	37 箇所	299,977 千円

## (6) 水産動物等被害

### イ 水産動植物

被害数量 99,045 トン 被害額 33,247,790 千円

養殖種類	トン数	被害額
のり	10,581 トン	2,060,200 千円
わかめ	13,988 トン	2,120,375 千円
こんぶ	1,621 トン	180,000 千円
かき	10,870 トン	13,390,000 千円
ほたて	25,301 トン	6,910,000 千円
ほや	23,780 トン	2,800,000 千円
ぎんざけ	12,804 トン	5,640,000 千円
こい, ぎんざけ稚魚等	100 トン	147,790 千円
計	99,045 トン	33,247,790 千円

□ 冷凍水産物 \_\_\_\_\_ ※被害額合計に含めない  
6.8 万トン 被害額 47,600,000 千円

※ 破損した冷凍庫内に保管してあった冷凍水産物 平均単価 700 円/kg

## (7) 県施設被害

6 施設, 6 隻 9,208,551 千円

※ 6 施設: 水産技術総合センター、気仙沼試験場、水産加工開発部、養殖生産部、  
漁業無線局、取締船待機所

<b>水産業関連被害額合計</b>	694,558,162 千円 (県施設除く 685,349,611 千円)
-------------------	---------------------------------------

※ 水産業関連被害額合計は、水産加工場、冷凍冷蔵庫等の施設被害及び在庫の加工品や冷凍水産物の被害額は含まない。

## 2 国際拠点港湾及び地方港湾（漁港区）の復旧について

国際拠点港湾<sup>※1</sup> 仙台塩釜港（塩釜港区）の復旧は、平成23年8月8日に仙台塩釜港復旧・復興方針を策定し（原形復旧が基本）、平成23年度から着工し平成24年度未完了予定。

地方港湾（漁港区）<sup>※2</sup>の復旧は、平成23年内に県が、各港湾の復旧・復興方針を作成し（原形復旧が基本）、平成23年度から着工し平成25年度未完了予定。

### ※1 国際拠点港湾

- ・ 仙台塩釜港塩釜港（東宮浜・代ヶ崎清水浜・代ヶ崎谷地・吉田浜花湊浜・石浜）

### ※2 地方港湾（漁港区）

- ・ 女川港（石浜地区・大石原地区・横浦地区・高白地区）
- ・ 雄勝港（大浜地区・立浜地区・水浜地区・波板地区・唐桑地区・小島地区・伊勢畑地区）
- ・ 荻浜港
- ・ 表浜港

